

## 焼津市ホームページの広告掲載に関する運用基準

平成22年3月1日制定  
平成27年12月7日改正  
令和3年3月1日改正  
令和4年5月23日改正  
令和6年2月13日改正  
令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）第12条に基づき、焼津市ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(バナー広告の定義)

第3 バナー広告とは、ホームページのトップページに表示される広告画像で、広告主の指定するWebページにリンクするものをいう。

(掲載広告の基準)

第4 要綱第4条第1項11号に規定により広告等として適当でないと認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの
- (3) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの
- (4) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
- (5) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの
- (6) 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
- (7) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示、及び確実な事実の裏付けがないもの

- (8) 個人や団体等に対する誹謗中傷とみなされるもの、又は誤解を与える表現のもの
  - (9) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法及び返品条件などが不明確なもの
  - (10) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
  - (11) 解雇広告
  - (12) 酒などの健康的・教育的配慮が必要なもの
  - (13) 火薬、危険度の高い金融商品などの消費事故が想定されるもの
  - (14) その他、市長が適当でないと認めたもの
- (広告の規格及び位置等)

第5 広告の規格及び位置等は、原則下記のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横140ピクセル
  - (2) 形式 JPG・PNG
  - (3) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- 2 前項に定める規格と異なる規格については、別に定める。
- (禁止表現)

第6 次の各号に該当する表現は禁止とする。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) プルダウンメニューを模した表現

2 広告には、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の名称及び連絡先を表示しなければならない。

3 掲載する広告は、市の実施する事業名に類似した表現はさけなければならない。

(広告の掲載期間)

第7 広告の掲載期間は、原則として1カ月単位とし、始期を月の初日の午前0時、終期を月の末日の午後12時とする。

2 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)が望むときは、複数月及び枠の申し込みを認めることができる。

3 第1項に定める期間と異なる期間については、別に定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第8 広告の掲載位置は、原則としてトップページ最下段とする。

2 広告の掲載枠数は最大12枠とする。

3 前項と異なる掲載位置及び枠数については、別に定める。

(広告掲載料)

第9 広告の掲載料は、原則として1月1枠10,000円とする。

2 月の途中を始期とする場合は別に定める。

(広告の募集)

第10 要綱第6条の規定による公募の締切日を過ぎても応募件数が募集件数を超えない場合は、掲載実績のある広告主へ依頼することができる。

2 前項の規定によっても募集枠数を超えない場合については、市長が別に定める。

(広告の申込基準)

第11 広告掲載申し込みができるものは焼津市の税を滞納していないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。広告掲載中であっても同様とする。

(1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

(4) 消費者金融・高利貸しに係るもの

(5) たばこやギャンブルに係るもの等青少年の健全育成に反するもの(宝くじに係るものは除く)

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(7) 興信所・探偵事務所

(8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの

(9) 市の指名停止措置を受けているもの又は市の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る)を受けているもの

2 広告掲載を希望する者は、各種法令等に違反し、若しくは疑いを持たれてはならない。

3 広告掲載を希望する者は、公の秩序、若しくは善良の風俗に反するもの又はその疑いを持たれてはならない。

(広告の申込手続き等)

第12 広告の掲載を希望する者は、焼津市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の概要を添えて、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第13 市長は広告掲載の申込が提出された場合、広告掲載希望者が第11の規定を満たしているか審査することができる。

2 広告掲載希望者が、第8第2項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

（1）市内の公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

（2）公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

（3）前号に規定するもの以外の私企業又は自営業等で市内に事業所等を有するもの

（4）1号に規定するもの以外の公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

（5）その他私企業又は自営業等

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第8第2項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について焼津市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

5 広告欄に空きがない場合は、当該年度内限りの順番待ちとする。

（広告の掲載手続等）

第14 広告主は、焼津市ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）に記載された納付期限までに掲載料を納入しなければならない。

2 広告の原稿は、市が指定する期日までにDVD-Rやメール等にてデータで提出するものとする。

3 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに書面を持ってホームページの所管課長に連絡するものとする。

（広告内容、デザイン等の注意義務及び指導）

第15 広告主は広告の内容及びデザイン等について、市及びホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、最善の注意を払う義務を負うものとし、市は広告主に指導できるものとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、前項に規定するもののほか、市長が別に定める。

(広告内容等の変更要求)

第16 市長は、広告の内容及びデザイン、リンク先のWebページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第17 市長は、要綱第10条1項の規定のほか次の各号いずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) バナー広告のリンク先Webページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの運用基準等に抵触しているときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項各号の規定により広告の掲載を取り消した場合の広告掲載料は、要綱第8条の規定を準用する。

(広告掲載の取下げ)

第18 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面によりその旨を市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第19 要綱第8条のただし書きで規定するものは、本市の都合でホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかつたものとする。

2 前項の場合の広告掲載料の返還金額は、月額広告掲載料を当該月日数で除した金額(1円未満切り捨て)を日額とし、不掲載の時間を24で除した日数(1円未満切り上げ)に相当する額を返還するものとする。ただし、閉鎖日時間又は広告を掲載できなかつた時間が6時間未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

3 前項に示す不掲載の時間は広告主の申し出に従い、調査の結果決定する。

4 本規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(裁判管轄)

第20 この運用基準等に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、焼津市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

第21 この運用基準等に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

この基準は、平成27年12月7日から施行する。

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

この基準は、令和4年5月23日から施行する。

この基準は、令和6年2月13日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。